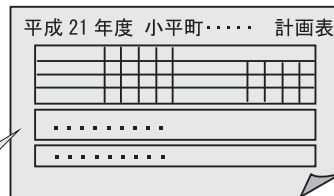


収集日の確認をお願いします

— 平成21年度「ごみ収集計画表」—

今回、広報の折込みとして平成21年度の「ごみ収集計画表」を配布しております。ごみを出す際には、この計画表によりご自分がお住まいの地区の収集日等を確認し、分別を徹底した上、計画的に排出されますようご協力をお願いします。



黄色の紙です。

引越しごみについて

町では、引越しなどで一度に多量のごみを排出することを禁止しています。

引越しを予定している方は、引越しまでの準備期間中に計画的に排出されますようお願いいたします。

また、一度に整理をしたいとお考えの方は自己搬入等の方法もありますので、ご協力をお願いします。

■引越しごみの排出方法

①計画的に排出する

一度に多量に排出しないよう、収集日等に合わせて少しずつ出してください。

②自己搬入する

自己搬入日：毎週月・水・第1、第3土曜日 午前9時～午後4時まで



【排出者自身が搬入】

自家用車やトラック等を借り、排出者自身が処分場へ行き処分することができます。(運転をお願いし、排出者が同乗して処分場へ行く場合を含む)

※なお、燃えないごみと粗大ごみは別々に計量しますので、搬入の際はご注意願います。

【収集・運搬許可業者へ搬入をお願いします】

収集運搬業を行っている業者へ仕事を依頼し、処分場で処分することができます。

ただし、収集・運搬を行えるのは許可を持っている業者だけです。

この場合、自己搬入手数料(燃えないごみ：250円/10kg 粗大ごみ：300円/10kg)のほか、別途許可業者への運搬費が発生します。

※収集運搬の依頼及び運搬費等その他の事項につきましては、許可業者へ確認をお願いします。

◎小平町許可業者：小平清掃公社 ☎56-2740

家電リサイクル法施行令の一部改正について

平成20年12月5日に家電リサイクル法施行令の一部改正が公布され、平成21年4月1日から新たに『液晶式薄型テレビ』・『プラズマ式薄型テレビ』・『衣類乾燥機』が家電リサイクル法の対象品に追加されることから、平成21年4月1日以降は、粗大ごみとして出せません。

■収集方法・料金

過去にその家電を購入した店または買い換える店に求めることができます。家電を購入した店に手続きを求めることが困難な場合は、最寄りの小売店などでも手続きができる場合があります。

料金は「メーカーのリサイクル料金」＋「小売店の収集・運搬料金」です。ただし、小売店ごとに収集・運搬料金が、メーカーごとにリサイクル料金が異なるため、それぞれの料金は、小売店またはメーカー等でご確認ください。